

平成 30 年度 社会福祉法人花水木会事業計画

花水木会定款第 1 条目的及び社会福祉法第 3 条福祉サービスの基本理念第 4 条地域福祉の推進、第 5 条福祉サービスの提供の原則に基づき、当法人は、地域における福祉サービス提供の拠点となるよう、また、社会の期待に応えられるよう民間社会福祉事業の特性を生かして公共性・自主性・信頼性を大切にするように努め、以下のとおり事業を計画する。

1.理事会・評議員会の開催

- ・理事会：平成 29 年度事業報告・決算報告・監査報告(6 月 5 日火曜日)
- ・定時評議員会(評議員)：決算承認(6 月 20 日水曜日)
- ・理事会：平成 31 年度事業計画及び予算の審議(3 月下旬)
- ・評議員会・理事会：その他必要に応じて開催する

花水木会定款第 1 条(目的)

この社会福祉法人(以下「法人という。」)は、多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することを目的として、次の社会福祉事業を行う。

(1)第二種社会福祉事業老人デイサービス事業の経営

社会福祉法

第 3 条 福祉サービスの基本的理念

この福祉サービスは、個人の尊厳の保持を旨とし、その内容は、福祉サービスの利用者が心身ともに健やかに育成され、又はその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように支援ものとして、良質かつ適切なものでなければならない。

第 4 条 地域福祉の推進 地域住民、社会福祉を目的とする事業経営する者及び社会福祉に関する活動を行なう者は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動する機会が与えられるように、地域福祉の推進に努めなければならない。

第 5 条 福祉サービスの提供の原則

社会福祉を目的とする事業を経営する者は、その提供する多様な福祉サービスについて利用者の意向を十分に尊重し、かつ、保健医療サービスその他の関連するサービスとの有機的な連携を図るよう創意工夫を行いつつ、これを総合的に提供することができるようにその事業の実施に努めなければならない。

2.社会貢献事業

「地域福祉の推進」

福祉に対する理解の促進や地域とのつながりの構築をめざす

- ・地域住民に向けた研修会やボランティアとの定期的交流会の開催
- ・地域住民の集会への講師派遣による福祉や在宅介護への理解の推進
- ・地域の独居老人や高齢者宅への安否確認の推進

「公益的取組の推進」

- ・社会福祉法人等による生活困窮者に対する利用料減免の実施

「行政との連携・協力の促進」

- ・広域避難所として行政と連携して緊急時に備える
- ・子供 110 番避難所として地域小学校と連携して緊急時に備える。
- ・行政からの各種要請に対する柔軟な対応・協力

3、通所介護事業の経営

地域における福祉サービスの拠点を基に地域社会の期待に応えるべく 20 年間の積み重ねた実績を介護等に生かし、利用する人や家族が安心出来る「ゆとりある介護の充実」とともに、社会福祉法人として地域における公益的な取り組みを実施する責務があり、地域住民の方々に対し地域の一員として介護施設の長年蓄積された知識、経験等の有限資源を地域に有効的に提供し、超高齢化社会に寄与していくことを目標とする。

特に施設経営については、職員の危機管理意識を常に高め、費用の無理無駄を常に精査し、コスト管理を徹底しながら固定経費の削減に職員一同鋭意努力しながら、利用者サービスの向上をめざし、また職員の資質の向上を目指しながら福利厚生に傾注し職員が安心して働きがいのある施設経営に努める。

4、居宅介護支援事業の経営

居宅支援事業は利用者並びに家族の意向に基づき「公正・公平・平等・中立」を基本に支援する。

また、職員は利用者並びに家族が安心して介護サービスを利用できるよう介護支援専門員としての資質向上をめざし、日々の研鑽と研修に努める。

平成 30 年度あかつきの郷事業計画

1、基本理念

あかつきの郷は開設以来『安心ある 楽しい暮らしを 支援します』を念頭に「利用者が安心して利用できる施設」「家族が安心して預けられる施設」「職員が安心して働ける施設」を三本柱とし地域住民から役割と期待がよせられている。

そこに働く私たちは、関係法令を遵守すると共に利用者に対しノーマライゼーションと人権の尊厳、尊重の理念の基に専門的なサービスを提供する必要がある。また、地域社会の信頼を得るために、公正・公平・平等なサービスの充実の実現に努力する。

2、運営指針

(施設の使命)

あかつきの郷は、地域社会の支持を受けて高齢者が住み慣れた地域で安心して生活出来る自立支援の拠点となることを施設の使命とする。

(地域福祉の向上)

あかつきの郷の職員は、地域社会の一員としての自覚と責任を持ち、医療、政、保健福祉等との連携を強く持ち、介護知識及び技術の資質を常に研鑽し、地域福祉サービスの向上に寄与する。

(公正・公平・平等な施設運営の遵守)

あかつきの郷の職員は、高齢者の人権・の尊厳を基に日常生活を擁護するため、常に自己点検と意識向上を図り、公平・公正・平等を遵守し差別のない施設運営に努める。

(利用者個別対応の向上)

あかつきの郷の職員は、利用者一人一人の意思とニーズを尊重し、自己決定を尊重するとともに、通所介護計画に基づいた自立への実現を支援する。

(職員の資質・専門性の向上)

あかつきの郷の職員は、常に誠意をもって質の高いサービスを提供できるように日頃より実務・実技研修に励み、職員個々の特性を生かした資質の向上と専門知識の向上に努力する。

また、県の介護職員処遇改善交付金事業対象事業者承認を受け、キャリアパス制度による介護職員の職務能力の開発・向上を図り、福祉サービスの質の向上と組織の活性化に込め得る人材を育成する。

3.社会貢献事業(再掲)

「地域福祉の推進」

福祉に対する理解の促進や地域とのつながりの構築をめざす

- ・ 地域住民に向けた研修会やボランティアとの定期的交流会の開催
- ・ 地域住民の集会への講師派遣による福祉や在宅介護への理解の推進
- ・ 地域の独居老人や高齢者宅への安否確認の推進

「公益的取組の推進」

- ・社会福祉法人等による生活困窮者に対する利用料減免の実施

「行政との連携・協力の促進」

- ・広域避難所として行政と連携して緊急時に備える
- ・子供 110 番避難所として地域小学校と連携して緊急時に備える。
- ・行政からの各種要請に対する柔軟な対応・協力

4、施設及び生活環境の整備

利用者が快適な環境で一日を過ごされるため次のことに留意し努力する。

- ① 施設備品の保全並びに環境美化
- ② トイレ・浴室・厨房等の清潔・整理整頓の実施
- ③ 利用者周辺の清潔保持
- ④ 疥癬・MRSA・インフルエンザ・ノロウイルス・感染性胃腸炎等感染症
予防対策の周知徹底及び食中毒防止の徹底
- ⑤ マッサージ器、リンパマッサージ器、平行棒等の機器の活用。

5、防火・防災訓練

消火設備・防火用機器等の定期点検及び整備を実施し、火災発生及び天災地変に備えての年 1 回以上の避難誘導訓練及び消火訓練等を実施して、不測の非常事態に即時対応できる体制の整備と周知徹底に努める。

また、東日本大震災における経験を生かし減災に努める。

6、職員の役割

「福祉は人なり 人は質なり」と言われるとおり、資質も力量も共に高いパワーの確保が重要であり、その為には利用者の個別ケアについて理解ある態度で臨み、職員の役割分担を定めるとともに職員の創意工夫や発想の転換が生かせる職場環境や研修並びに実務訓練の充実と専門性を身に付ける資格取得に努める。

具体的に

- ① 施設内介護実務研修の実施（必要に応じ随時開催）
- ② 施設外の職員研修の参加
- ③ 職務を離れての研修
- ④ 資格取得の助成と支援
(介護職員初任者研修・実務者研修・介護福祉士・社会福祉士・社会福祉主
事・介護支援専門員・認知症介護実践リーダー研修等)

7、広報活動

- ① 広報「あかつきの郷」を毎月 1 日に発行し、家族、地域等に広く広報する。
- ② あかつきの郷ホームページの充実

8、予算及び資金計画

施設運営の基となる収支予算の編成及び執行。資金の計画にあつては、計画性並びに健全性に留意し、関係法令を遵守し適正かつ効率的な処理に努める。

9、事業別計画・重要事項

通所介護事業(デイサービスセンター)

- ・通所介護計画に基づいた一人ひとりの状態にあった個別ケアの提供とアセスメントの実施
- ・7～9時間のサービスの提供(個別に短時間の利用も対応)
- ・個々のニーズに合った活動メニューの充実と備品の整備
- ・四季を通じ季節感あるレクリエーション・行事の実施(別紙1)
- ・機能訓練を重要視した集団レクの充実と個別の趣味を生かしたグループレクの充実
- ・利用者の安全対策の徹底(トイレ・入浴等移動時のマンツーマンでの対応)
- ・ミーティングの充実による情報の共有
- ・お好み焼き、たこ焼き作り等を利用者と職員が一緒に行い参加と食欲の向上と役割意識の向上
- ・米飯をおいしく召し上がっていただくよう炊き込みご飯、白ごはんを施設内で昔ながらの「かまど」を作り割木で炊飯する(2～3ヶ月に1回)
- ・アクティビティの充実・ケアレベルの標準化に向けた職員の育成

① 運行・車両管理の徹底

- ・安全運転管理者の設置
- ・利用者送迎時の安全点呼の実施
- ・賠償・傷害保険の加入(利用者・職員)
- ・車両の整備・点検の実施

② 会議の開催

- | | | |
|----------------------|---|-----------|
| ・責任者会議 | ・ | (毎月1回) 予定 |
| ・介護職員会議(実技研修含) | ・ | 随 時 |
| ・レクリエーション・行事会議 | ・ | (毎月随時回) |
| ・職員全体会議(企業内同和問題研修含む) | ・ | 年 3回 |
| ・介護実技研修 | ・ | 随 時 |
| ・利用者カンファレンス | ・ | 毎 日 |

※必要に応じ随時開催(各会議)

③ 企業内同和問題研修窓口担当者設置及び内外研修参加

居宅介護支援事業

○ケアマネージャーの能力向上コンプライアンスに基づいた事業の実施

- ・適正なケアプラン作成にむけて必要な情報収集の徹底
- ・他事業所合同の事例検討会参加により能力向上
- ・入所申込書記入支援
- ・各種介護保険関係書類申請代行
- ・住宅改修支援意見書、特定福祉用具購入費支給申請書作成
- ・地域包括支援センター等の連携による地域ニーズの把握と掘り起し
- ・ケアマネージャーと当通所との情報交換会議の実施(毎日)
- ・資質向上に向けた各種研修参加
- ・企業内同和問題研修内外研修参加